

議案第 26 号

上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則
上尾市公民館運営審議会規則（昭和 60 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市公民館運営審議会の審議状況を鑑み、審議会の適正な運営に資するため、定例開催の規定を廃したいので、この案を提出する。